

月	積立金	文員費	通信費	交通費	人件費
1	10.00	6.44	13.90	22.86	40.00
2	10.00	20.95	10.10	36.57	40.00
10	10.00	8.12	4.27	23.19	100.00
11	20.00	21.88	20.15	60.86	40.00
12	20.00	37.30	36.34	41.52	250.00
1	17.00	11.63	27.22	50.66	300.00
2	13.00	3.80	13.04	43.52	216.00
3	10.00	1.60	19.59	39.02	160.00
4	13.75	8.25	13.58	1.00	160.00
5	10.00	5.47	10.09	14.75	125.00
6	20.00	8.58	20.40	10.70	130.00
合計	153.75	135.88	176.62	342.63	1575.00

各月支出内訳表

月	外部代	徴収代	同盟費	總計
1		21.60		269.22
2		62.80		329.13
10	230	25.00		487.57
11	20.55	3720	160.00	555.17
12				903.64
1		150.00		964.43
2				865.75
3		45.00		390.20
4				273.34
5				213.36
6				218.12
合計	22.84	341.10	160.00	4986.10

日本労働 關東合同労働組合規約

第一章 総則

第一條

本組合は関東合同労働組合と
稱し日本労働組合同盟ニ加盟す

第二條

本組合は日本労働組合同盟綱
領並に主張の貫徹を以て目的
とす

第三條

本組合は関東地方に於ける鐵
維化學其他雜工業に従事する
労働者を以て組織す 但し理
事官の承認するものを組合員
とすることあるへし

第四條

本組合は東京府内に本部を置
き支部を各地に置く
本組合は必要なる地区を定め

第五條

本組合は必要なる地区を定め

支部聯合を置く 支部聯合は二つ以
上の支部を以て成立す

本組合規約は本組合大会を経るに非
ずれば変更することを得ず

本組合は本規約第二條の目的を達せ
る爲め左各節を置き必要なる各種事
業を行ふ

一 共済部ニ教育出版部ニ爭議部四婦
人部ニ政治部ニ組織宣傳部ニ調査
情報部

其他組合の活動に必要なる事業

第二章 組合員の資格

本組合員は左の資格あるを要す

一 本規約第三條に該当するもの
二 本組合理定の組合費を前納する者